- ○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件(平成十八年総務省告示策大百号)
- の一部を改正する件新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

·			(
改 正 案		强	仁
施行規則第 28 条第 10 項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿		(區식)	
岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第 1 項及び第 2 項の規			
定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次			
の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右			
欄に掲げる無線設備の機器とする。			
当該義務船舶局のある船舶の区分	無線設備の機器	当該義務船舶局のある船舶の区分	無線設備の機器
(略)	(略)	(略)	(略)
注 1~25 (略)		注 1~25 (略)	

- 26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。
 - (1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備

ア (略)

イ 設備規則第49条の23第1号及び第2号<u>並びに第49条の</u> 23の2に規定する携帯移動地球局の無線設備

ウ・エ (略)

- (2) (略)
- 27 (略)

- 26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。
 - (1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備

ア (略)

イ 設備規則第49条の23第1号及び第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備

ウ・エ (略)

- (2) (略)
- 27 (略)